

道路整備事業に必要な予算確保に関する意見書

国土の最西端に位置し、県土の約7割が離島・半島で構成され、地形的にも山地や丘陵地が全体の約8割を占めるという地理的・地形的な特性を持つ長崎県は、今まさに人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下といった構造的な課題に直面している。

このような状況の中、県央に位置する諫早市においては、人口流出を防ぎ、交流人口の拡大とともに観光や地域産業などの活性化を図るために、地域高規格道路や幹線道路などの交通ネットワークの確立と地域間交流の促進が極めて重要であるが、未だ整備が遅れている状況である。

さらには、安全安心の観点からも通学路等の整備が必要であることに加え、高度経済成長期に整備した構造物の老朽化対策も喫緊の課題となっている。

このため、国におかれては、本市におけるこれらの状況を十分考慮していただき、計画的かつ着実な道路整備の促進、並びに道路インフラ老朽化対策のために必要な予算を当初予算はもとより補正予算についても十分確保するよう強く要望する。

こうした中、現在の道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という）の規定により、補助率等の嵩上げがなされているが、この嵩上げ措置は、平成29年度末までの時限措置となっている。しかしながら、依然として都市部と地方部の地域間格差がある中で、この特別措置が廃止されると、地方の財政は圧迫され事業費が大幅に減少するため、道路整備が遅れ地域間格差がさらに拡大することとなる。

よって、国におかれては、道路整備事業に必要な予算確保にあわせて、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げを平成30年度以降も継続し、地方創生に大きく寄与する高規格幹線道路の新設事業や安全安心な暮らしにつながる修繕事業などにも特別措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成29年10月5日

諫 早 市 議 会